

金融資産運用設計関連 主な改正事項

1. ゆうちょ銀行、10年定期貯金の取扱いを開始

ゆうちょ銀行は2026年5月18日より、預入期間を10年とする定期貯金（10年定期貯金）の取扱いを開始した。これにより、定期貯金の預入期間のラインアップは、1ヵ月、3ヵ月、6ヵ月、1年、2年、3年、4年、5年、10年となった。利息計算は、預入期間3年未満は単利型、3年以上は半年複利型（スーパー定期と違って、単利型と半年複利型の選択制ではなく、個人・法人を問わず半年複利型）となる。

なお、10年定期貯金は他の預入期間の定期貯金と違って、自動継続（元金・元利金継続）の取扱いはない。

2. 2026年12月募集分から個人向け国債の販売対象を法人等に拡大

2027年1月発行分（募集は2026年12月）からを目途として、個人向け国債の販売対象が拡大される。国債の安定保有層の拡大を図る観点から、元本確保に対するニーズ等や保有の安定性といった点で、個人と類似した傾向を有すると見込まれる法人等が、販売対象に加わる。

具体的には、学校法人や医療法人、NPO法人等の非営利法人、資本金5億円未満の非上場株式会社、マンション管理組合なども、個人向け国債の購入が可能となる。

これに伴い、商品名が個人向け国債から「個人向け国債プラス」に変更される。なお、商品ラインアップや基本的な商品性等に変更はない。

3. 2026年施行、確定拠出年金法の改正ポイント

2025年6月13日、「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律案」が国会で可決・成立し、同年6月20日に公布された。この中に「確定拠出年金法の一部改正」が含まれている。主なポイントは次のとおり。

（1）マッチング拠出における加入者掛金の制限を撤廃（2026年4月1日施行）

2026年4月1日以降で、「加入者掛金は事業主掛金以下であること」という制限が撤廃された。なお、「事業主掛金と加入者掛金の合計額が法令上の拠出限度額以下であること」という制限に変更はない。

マッチング拠出利用とiDeCo並行加入の比較

		マッチング拠出を利用	iDeCoに並行加入
拠出 限度額	2026年 4月～11月	月5万5,000円－企業型の事業主掛金額－他制度の事業主掛金相当額	以下のいずれか低い額 ① 月2万円 ② 月5万5,000円－企業型の事業主掛金額－他制度の事業主掛金相当額
	2026年 12月以降	月6万2,000円－企業型の事業主掛金額－他制度の事業主掛金相当額	
掛金額		月1,000円以上1円単位など企業により異なる	月5,000円以上1,000円単位
拠出時の税制		掛金全額が所得控除（小規模企業共済等掛金控除）の対象	
手数料		企業負担	個人負担

（２）iDeCoの加入可能年齢を70歳未満に引上げ（2026年12月1日施行）

2026年12月1日以降は、国民年金被保険者以外の人であっても、60歳以上70歳未満で、次の要件を満たす人の場合、iDeCoへの新規加入および掛金の継続拠出ができるようになる。拠出限度額は月6万2,000円である（企業年金等がある場合は、合計で月6万2,000円が上限）。

＜加入可能年齢の引上げ対象者＞

- ① iDeCoの加入者（掛金を拠出している人）
 - ② iDeCoの運用指図者（掛金は拠出せず、運用だけを継続している人）
 - ③ 企業年金（企業型確定拠出年金、確定給付企業年金等）から、iDeCoに資産を移換する人
- ・上記①～③のいずれかに該当する国民年金被保険者以外の人であって、老齢基礎年金やiDeCoの老齢給付金を受給していない人^(※1)^(※2)、企業型確定拠出年金でマッチング拠出を利用していない人^(※3)
- （※1）老齢基礎年金は繰り下げて、老齢厚生年金を受給する場合は加入が可能
 - （※2）施行日までに老齢基礎年金やiDeCoの老齢給付金を受給した場合は加入不可
 - （※3）マッチング拠出とiDeCo加入は、どちらか1つを選べる選択制

さらに、経過措置として、2026年12月以降の3年間は、上記①～③に該当しない人であっても、iDeCoへの加入が可能となる。

この改正によって、例えば現在50歳の人がiDeCoに新規加入した場合、70歳になるまで最長20年間の掛金拠出が可能となる。

（３）企業型・iDeCoの拠出限度額の引上げ（2026年12月1日施行）

賃金や物価上昇等の経済・社会情勢の変化を踏まえて、2026年12月から企業型とiDeCoの拠出限度額が引き上げられる。

併せて、第2号被保険者については、企業年金の有無等による違いを解消し、企業年金と共通の拠出限度額に一本化したうえで、この共通拠出限度額を月額6万2,000円に引き上げる。

なお、企業型・iDeCoとも、当月分の掛金は翌月に拠出されるので、拠出日ベースでは2027年1月口座振替分から拠出限度額が引き上げられる。

企業型とiDeCoの2026年12月分以降の新たな拠出限度額は次のとおり。

＜企業型確定拠出年金の拠出限度額＞

- ① 企業年金として企業型確定拠出年金のみを採用している場合
月額6万2,000円（現行：月額5万5,000円）
- ② 企業型確定拠出年金と確定給付企業年金を採用している場合
月額6万2,000円（現行：月額5万5,000円）から確定給付企業年金の掛金相当額を控除した額

＜iDeCoの拠出限度額＞

- ① 国民年金第1号被保険者（自営業者・フリーランス・学生等）・任意加入被保険者
月額7万5,000円（現行：月額6万8,000円）
第1号被保険者等の拠出限度額は、国民年金基金等と枠を共有しているが、国民年金基金の掛金の上限も月額7万5,000円（現行：6万8,000円）に引き上げられる（iDeCoと国民年金基金等の合計で月額7万5,000円まで）。
- ② 国民年金第2号被保険者（会社員・公務員等）
 - i) 企業年金がない会社員
月額6万2,000円（現行：月額2万3,000円）

- ii) 企業型確定拠出年金のみに加入している会社員
月額 6 万 2,000 円から企業型確定拠出年金の事業主掛金額を控除した額（現行：月額 2 万円）
- iii) 企業型確定拠出年金と確定給付型等の他制度に加入している会社員
月額 6 万 2,000 円から企業型確定拠出年金の事業主掛金額と確定給付型等の他制度の事業主掛金相当額を控除した額（現行：月額 2 万円）
- iv) 確定給付型等の他制度のみに加入している会社員と公務員
月額 6 万 2,000 円から確定給付型等の他制度の事業主掛金相当額（公務員は共済掛金相当額）を控除した額（現行：月額 2 万円）
企業年金等に加入している場合、企業年金等の掛金との合計で月額 6 万 2,000 円が拠出限度額となり、現行の月額 2 万円という上限は撤廃される。
- ③ 国民年金第 3 号被保険者（専業主婦〈夫〉）
月額 2 万 3,000 円で現行と変わらず
- ④ （2026 年 12 月に新設）60 歳以上 70 歳未満の国民年金被保険者以外の人で、所定の要件を満たす人
月額 6 万 2,000 円（企業年金等がある場合は、合計で月額 6 万 2,000 円が上限）

4. 「こども NISA」の創設等、NISA の令和 8 年度税制改正事項

（1）「こども NISA」の創設（2027 年 1 月スタート）

令和 8 年度税制改正により、2027 年から「こども NISA」が創設されることが決定した。

具体的には、現行の NISA は 1 月 1 日において 18 歳以上の成人が利用できるが、2027 年から NISA 口座の開設可能年齢の下限を撤廃し、18 歳未満の未成年者を対象とする「つみたて投資枠」が創設される。

1) 「こども NISA」の概要

① 対象者（口座開設者）

1 月 1 日において 18 歳未満、及びその年に生まれた未成年者が口座を開設できる。18 歳に達した後は、年間投資枠等について、18 歳以上の NISA 制度に自動的に移行される。

② 運用者（口座管理者）

0 歳児などが自分で投資することはできないので、親などの親権者等が、子どもに代わって代理で運用する。

③ 投資手法

利用できるのは、「つみたて投資枠」のみで、「成長投資枠」は利用できない。

つみたて投資枠は、投資手法が積立投資（定期かつ継続的な方法による買付け）に限定されており、タイミングを捉えて、まとまった資金で投資するといったことはできない。あらかじめ購入する銘柄を指定した上で、「1 ヶ月に 1 回、1 万円ずつ」といった形で、定期的に一定額の買付を行う必要がある。

④ 投資対象

購入できる商品は、所定の要件を満たす公募株式投資信託と上場投資信託（ETF）で、かつ金融庁に届出されているものに限定されている。成長投資枠と違って、個別株には投資できない。

⑤ 非課税投資枠

年間投資上限額は60万円で、非課税保有限度額は600万円。

毎月5万円、年間60万円の積立投資を継続すると、10年間で限度額に達するが、購入した商品は無期限で保有できる。

⑥ 贈与税との関係

こどもNISAの運用資金は、子どもが受け取ったお年玉や各種のお祝い金などを充てることもできるが、中心となるのは親や祖父母などからの贈与と想定される。こどもNISAのために、別途、贈与税の非課税枠が設けられることはないので、通常の暦年贈与（年間1人110万円まで非課税）を活用することになる。

2) 「払出し制限」の緩和

こどもNISAでは、払出し制限が緩和されている。具体的な取扱いは次のとおり。

① 特定課税未成年者口座

こどもNISAで購入した株式投資信託等の分配金や譲渡代金は非課税扱いになるが、現金で引出すことはできず、特定課税未成年者口座で管理しなければならない。

具体的には、口座開設をした金融機関の預貯金口座や預り金の管理口座が該当する。この口座内の金銭等は、3月31日において18歳である年の前年12月31日までは、こどもNISAでの投資に充てる場合を除き、原則として払出しはできない。

② 12歳未満で払出し可能なケース

子どもが3月31日において12歳である年の前年（小学校6年生時の12月末）までは、居住する家屋が災害により全壊したこと、その他これに類する事由に基因して資金が必要になった場合は、こどもNISAと特定課税未成年者口座内の株式投資信託等及び金銭等の全てを払出すことができる。

③ 12歳以降で払出し可能なケース

3月31日において12歳である年以降は、上記のケースに加えて、子どもの学校等の入学金・授業料、その他の教育費、及び生活費の支払いのために、こどもNISAと特定課税未成年者口座内から払い出すことができる。この場合、子どもの同意を得たことを証する書類を添付したうえで、所定の事項を記載した書類を金融機関に提出する必要がある。

3) 親のNISAとの関係

親のNISAには払出し制限がないので、いつでも運用商品を売却し、子どもの教育資金などにも充てることができる。

（2）つみたて投資枠の対象商品の拡大

※本項目は、内閣府告示第540号「非課税口座に受け入れることができる上場株式等の範囲に関する基準」を改正し（2026年3月31日公布）、2026年4月1日から改正後の告示を適用済み

NISAのつみたて投資枠で購入できる株式投資信託は、

- ① 金融庁が指定した指数に連動するインデックスファンド（指定インデックス投資信託）
- ② 金融庁が指定した指数に連動するインデックスファンド以外の投資信託（指定インデックス投資信託以外の投資信託〈アクティブ運用投資信託等〉）
＝指定されていない指数（NYダウなど）に連動するインデックスファンドやアクティブ運用する投資信託に分かれている。

1) 対象株式指数の追加

指定指数に、「読売株価指数（読売333）」と「JPXプライム150指数」を追加した。

- ・読売株価指数（読売333：よみうりさんさんさん）
 - …日本を代表する333銘柄で構成される等ウェイト指数（1銘柄のウェイトは約0.3%）
- ・J P Xプライム150指数
 - …東証プライム市場の時価総額上位500銘柄を対象に、「資本市場性（エクイティ・スプレッド＝ROE－株主資本コスト）」と「市場評価（PBR）」を基準に150銘柄を選定している指数（浮動株時価総額加重型指数）

2) アクティブ運用投資信託等の主たる投資対象の要件を変更（公社債中心も可能に）

アクティブ運用投資信託等がつみたて投資枠の対象商品になるためには、従来は、「主に株式に投資するもの」という要件があった。このため、公社債やREITを組み入れる場合でも、株式の割合が50%超である必要があった。

この投資対象の要件を「主に株式または公社債に投資するもの」に変更した。ただし、投資対象資産は、①株式、②株式と公社債、③株式とREIT、④株式と公社債とREIT、の4パターンで、この点に変更はない。この結果、株式と公社債を合わせて50%超であれば、つみたて投資枠の対象商品とすることが可能となり、債券中心のアクティブ運用投資信託等も対象商品とすることが可能となった。（※指定インデックス投資信託では、従来から、株式の割合が50%以下のものも対象商品となっている＝6資産均等や8資産均等のバランス型ファンドなど）

金融庁の資料によると、「リスク許容度が高くない若年層や高齢層などが投資の第一歩を踏み出せるよう、債券中心あるいはバランス型の投資信託の選択肢の充実を図るもの」ということである。

（3）所在地確認の手続きの簡素化

NISAは日本国内の居住者を対象とした制度であり、海外転居で非居住者となった場合や死亡等の要因によりNISAの利用資格を喪失した者が、NISAを利用し続けてしまうことを避ける観点から、金融機関は定期的に顧客の氏名・住所を確認しなければならないとされてきた。

※海外転勤の場合は、所定の手続きにより、最長5年後の12月末まで非課税扱いの継続が可能。

ただし、新規の買付け（分配金再投資を含む）はできない。

具体的には、新NISA（および旧NISAのつみたてNISA）の口座を開設した日から10年を経過した日および同日の翌日以後5年を経過した日ごと（＝基準経過日）に、NISA口座開設者の氏名・住所についての確認が金融機関には求められていた（転送不要郵便物の送付・返送などで確認）。

その際、基準経過日から1年を経過する日までの間に確認ができない場合は、NISAでの新規買付はできないとされていた。

この所在地確認は、金融機関および顧客の双方にとって負担が大きく、かつ、確認ができない場合は、新規買付が停止となり、顧客の資産形成プランに影響を及ぼすおそれがある。

そこで、基準経過日における住所等の確認に関する措置は廃止されることとなった。

代わって、各金融機関は今後策定予定の業界ガイドラインを踏まえ、NISA口座を開設している顧客の住所等の変更の有無等を確認し、その変更の可能性がある顧客から一定期間内に非課税口座異動届出書の提出等がなかった場合には、当該口座に上場株式等を受け入れないこととする等の運用上の対応を行い、その年の当該口座に係る税務署宛の非課税口座年間取引報告書にその旨を記載することとする、とされた。

※2026年5月8日、日本証券業協会が業界としてのルールを定めた「NISA開設顧客の定期的な所在地確認に係る留意事項について」を公表（定期的な所在地確認は2028年から開始）